

平成 26 年 2 月 10 日

金融庁監督局銀行第一課  
金融庁監督局銀行第二課 御中

一般社団法人全国銀行協会  
業 務 部

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの  
総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成 25 年 12 月 27 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり  
意見等を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## ○ 「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）への意見等

項番	該当箇所	意見等	理由等
1	「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－３－３－２－２（３）②、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ－３－２－５－２（３）②	<ul style="list-style-type: none"> <li>本規定は、特定預金等の受け入れに関して、その商品性やリスク特性および当該金融機関における取扱状況等に鑑み、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）」の「Ⅳ－３－１－２ 勧誘・説明態勢」の「（３）」が参照する日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」および「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第５条の３の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）（以下「日証協ガイドライン」という。）を参考として態勢を整備することを求めているものと理解してよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本規定の位置付けおよびその背景にある考え方を確認するもの。</li> </ul>
2	「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅱ－３－２－５－２（３）②	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定預金等においては、証券と預金の商品性の違い等から、本規定が参照する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）」の規定を参考として態勢を整備するに当たり、それぞれの商品性やリスク特性、金融機関における取組状況等を勘案し、金融機関において合理的な理由があると判断できる場合には、「所定の手続きや条件にかかわらず、高齢顧客への勧誘による販売が可能と考えられる商品」とすることも可能であるとの理解でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定預金等においては、証券と預金の商品性の違い等から、本規定が参照する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）」の規定を参考として態勢を整備するに当たり、金融機関において合理的な理由があると判断する場合は、日証協ガイドラインと異なる取り扱いが可能な場合が存在すると考えられるため、この点を確認するもの。</li> </ul>

項番	該当箇所	意見等	理由等
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定預金等のなかの外貨預金のうち、「所定の手続きや条件にかかわらず、高齢顧客への勧誘による販売が可能と考えられる」外国通貨の種類について、日証協ガイドライン「3.」の「Q2」に記載されている通貨と異なる考え方を取ることは可能か。</li> <li>・ 外国通貨の種類判断に当たっては、当該通貨の知名度や流動性および当該金融機関における取扱状況を考慮することによいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定預金等においては、証券と預金の商品性の違い等から、本規定が参照する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）」の規定を参考として態勢を整備するに当たり、金融機関において合理的な理由があると判断する場合は、日証協ガイドラインと異なる取り扱い（3通貨以外）も可能な場合が存在すると考えられるため、この点を確認するもの。</li> </ul>
4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日証協ガイドラインにいう勧誘留意商品（以下、「勧誘留意商品」という。）に該当する外貨流動性預金（普通預金等）については、口座開設時のみが日証協ガイドラインの「勧誘」に該当するとの理解によいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般に普通預金については、口座開設後の個々の預入れは「契約の締結」に該当しないと考えられることから、個々の預入れの都度、契約締結前交付書面の交付等を行うことは、基本的には不要とされている。</li> </ul>

以 上